源泉徴収票RT課条（令和8年2月2日～2月9日）

#	改正年度	施行日	分類	改正・変更内容	標準仕様書改定内容									（事務管理RT）要件の修正に係るご確認事項				回答集計（地方団体調査済）			事務局方針
				改正・変更内容	標準仕様書への反映	仕様書分類					ID	要件名	要件（変更前）	要件（変更後）	検討分類	修正事由	確認事項	修正方針（事務局案）	修正方針（事務局案）への回答	ご回答の理由・詳細など （事務局からの質問に対する回答もこちらに記載）	
						機能要件	帳票要件	印字項目・読み表	帳票レイアウト	業務フローツリー図											
税制改正による標準仕様書反映																					
1	令和元年度	3月31日	税制改正	令和３年度税制における軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税における徴収割の記載を削除する。	●		●				0150130 0150332 0150335	車納情報取込など	軽自動車税（徴収割）	軽自動車税~~（徴収割）~~	報告	税制改正に対応するため。	差異がない場合は、T列に「差異なし」と記載してください。 差異がある場合は、T列に「差異あり」と記載したうえで、U列に理由を記載してください。	U列「要件（変更後）」に記載のとおり	（広市）：差異なし （K市）：差異なし （C市）：差異なし （I市）：差異なし （B市）：差異なし （J市）：差異なし （F市）：差異なし （H市）：差異無し （D市）：差異なし （A市）：差異なし （地方税共同機構）：特段差異なし （デジタル庁）：差異なし （総務省統括アドバイザー）：差異なし	（広市）： （K市）： （C市）： （I市）： （B市）： （J市）： （F市）： （H市）： （D市）： （A市）： （地方税共同機構）： （デジタル庁）： （総務省統括アドバイザー）：	事務局案通りとする。
2	令和元年度	3月31日	税制改正	令和３年度税制における軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税における徴収割の記載を削除する。	●		●		●		0150003 0150397 0150469	充当明細書など	軽自動車税（徴収割）	軽自動車税~~（徴収割）~~	報告	税制改正に対応するため。	差異がない場合は、T列に「差異なし」と記載してください。 差異がある場合は、T列に「差異あり」と記載したうえで、U列に理由を記載してください。	U列「要件（変更後）」に記載のとおり	（広市）：差異なし （K市）：差異なし （C市）：差異なし （I市）：差異なし （B市）：差異なし （J市）：差異なし （F市）：差異なし （H市）：差異無し （D市）：差異なし （A市）：差異なし （地方税共同機構）： （デジタル庁）：差異なし （総務省統括アドバイザー）：差異なし	（広市）： （K市）： （C市）： （I市）： （B市）： （J市）： （F市）： （H市）： （D市）： （A市）： （地方税共同機構）： （デジタル庁）： （総務省統括アドバイザー）：	事務局案通りとする。
地方団体からの要望提による標準仕様書反映																					
3			地方団体・事業者からのご意見	標準仕様書において、延滞金減免規定を延滞期間の管理が必須とされているが、免除区分が「3：手入力」の場合は、自治体によっては確定延滞金にのみ減免を行うため、免除期間を管理しない場合がある。免除区分が「3：手入力」の場合において、延滞金減免情報の管理項目（免除期間）を実装必須から解約してほしい。 ＜総務省統括：団体独自の減免について＞ 延滞金の減免は、コード一覧において コード名「免除区分」で管理されている。 コード値３：全額免除 コード値２：１／２免除 コード値３：手入力 コード値４：免除なし	●		●				0150351	延滞金減免	備考欄 各地方団体独自の減免制度を想定 免除区分が「全額免除」、「１／２免除」以外の場合、免除期間の管理は必須ではない。	備考欄 各地方団体独自の減免制度を想定	要検討	—	貴社に対して、それぞれ以下のQ~Cに対する回答を記載してください。 Q以下の（１）～（８）に回答してください。 （１）コード値３:手入力の減免の場合、免除期間を管理しているかご教示ください。意識していない/不固定値入力などにより個別具体的な日付管理をしていない場合はその旨記載ください。 （２）免除期間の管理方法について記載してください。（６）延滞金の減免額の計算方法について記載してください。なお、以下の記載例はよくある標準仕様書の内容に従っていると思うまれです。 （記載例A）（１）期間を管理していない。（２）免除期間は延滞金が発生した期間のうち、減免した期間に相当するものをデータ項目ID03701488（延滞金減免開始年月日）及びデータ項目ID03701489（延滞金減免終了年月日）を用いて設定している。（３）延滞金は、免除期間と年率を設定し、免除期間において年率0%（免除率）を乗じて計算している。 （記載例B）（１）免除期間を管理している。（２）データ項目ID03701514 免除率（手入力）の項目定義に「延滞金の減免率」とあることから、「延滞税の割合」ではなく「全額免除」や「１／２免除」以外で延滞金に対して団体が独自に設定する割合と考えており、免除期間に設定値を入力することで機能要件を満たしている。（６）計算値の延滞金の金額に対し、0%分を減免することで延滞金減免を計算している。 Q コード値３:手入力の減免において、延滞金計算時に免除期間を使用していない場合、その理由を記載してください。 Q＊その他、ご意見等、補足事為があれば記載してください。 Q ：Q1Q2の回答を基に、Q内のとおり要件の改定を検討しております。修正案に対する意見を「賛成/反対/その他」で記載してください。また、その理由を「賛成/反対/その他」で記載してください。さらに、その理由を以下の欄に記載してください。 -T列に対して、それぞれ以下のQ~Cに対する回答を記載してください。 Q以下の（１）～（８）に回答してください。 （１）コード値３:手入力の減免の場合、免除期間を管理しているかご教示ください。意識していない/不固定値入力などにより個別具体的な日付管理をしていない場合はその旨記載ください。 （２）免除期間の管理方法について記載してください。（３）延滞金の減免額の計算方法について記載してください。なお、以下の記載例はよくある標準仕様書の内容に従っていると思うまれです。 （記載例A）（１）期間を管理していない。（２）免除期間は延滞金が発生した期間のうち、減免した期間に相当するものをデータ項目ID03701488（延滞金減免開始年月日）及びデータ項目ID03701489（延滞金減免終了年月日）を用いて設定している。（３）延滞金は、延滞金減免率が１／２免除以外の場合は、延滞金の１／２免除以外の減免は考慮されていない。）。 ②手入力での減免は、全額減免や１／２免除では対応できない特殊なケース（延滞金のうちの在監期間中に発生した一部のみ免除する場合など）での対応であり、免除期間の入力が用冬あさらいた。 ③特になし （記載例B）②免除区分が「全額免除」、「１／２免除」以外の免除は行っていない。③はのとおり②なし:必要成 （記載例C）①コード値３:手入力の減免を使用する機会がありませんZ:同上②特になし （記載例D）その他 （記載例E）①（１）標準仕様システムには減免期間を機能がないのでシステム外管理になります。 ②（３）標準仕様システムには減免期間を機能がないのでシステム外管理になります。減免率の延滞金の計算方法は２種類あり①設定期間の年率に減免率をかけて計算した金額、②現在の延滞金（延滞金に一部納付があった場合は納付後の残額）に減免率をかけた金額（期限の指定なし）となります ③のシステムにおいて減免機能がなく、手計算できる手法として単純に現在額を減免率をかけるという方法を選択したため。 ④決定案にはないに問題あります。の例、ゆのシステムへの連携のことも考慮して機能するなら手入力はそれ自体をオプションとすることで対応を未聞いします。 （記載例F）① （１）免除期間を管理していません。 （４）未作では期間を指定しての免除管理を行っています。 （６）延滞金の減免については「全額」「半額」の選択となっています。①としてありませんZ:現成 （A市）：① （１）免除期間を管理しています。 （４）延滞金は延滞金が発生した期間のうち、減免した期間に相当するものをデータ項目ID03701488（延滞金減免開始年月日）及びデータ項目ID03701489（延滞金減免終了年月日）を用いて設定しています。 （６）延滞金は、免除期間と年率を指定し、免除期間において年率0%（免除率）を乗じて計算しています。 ②免除期間を使用しています。③特にございません。Z:現成 （地方税共同機構）：①～④については機構側に影響落無し （デジタル庁）：ルアーの保険期間に起因している検討事項であると認識しております。 市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：①～③システムユーザー団体でないため回答無し:現成	U列「要件（変更後）」に記載のとおり	（広市）：反対する理由がないため （IB市）：非入力のみの場合、免除期間を入力しても計算に反映されないことから、入力が必須ではないと考える。 （F市）：（１）は本市では手入力での延滞金減免を行っていない。（４）免除期間は延滞金が発生した期間のうち、減免した期間に相当するものをデータ項目ID03701488（延滞金減免開始年月日）及びデータ項目ID03701489（延滞金減免終了年月日）を用いて設定している。（６）減免は、１/２免除、全額免除のみとしている。 （H市）：　改正・変更内容において「自治体によっては確定延滞金にのみ減免を行うため、免除期間を管理しない場合がある。」とあり、確かに本市にもそのような減免規定がありますが、そのような減免に対応できないことは当初から想定内であり、一部の自治体が期間を定めていない減免規定があることを理由に期間を管理しないつまっていうことにはつながりません。 もしも、期間を定めない延滞金減免を問題を解決するのであれば、減免情報を収納システムに連携するのではなく、減免の登録があった場合は、確定延滞金を滞納システムで計算し、収納システムに連携するように仕様変更する必要があるものと考えます。 本機能は本地方団体のときは従来の利率を半分にして計算して、収納側にも連携する機能と認識しています。しかし、当該機能を使用人の充足減免（本来1/2だが地方税法付則の規定で徴手2同様の利率にする）と同様の機能と解釈して徴手機能を流用して１/２減免の延滞金を計算しているパンツがあるようです。そのため1/2減免が従来の利率を指定した期間中分にて延滞金を計算して、その情報を収納側に連携する機能が実装されていれば、50%の部分を手入力の利率にする形で対応できるはずですが、そのように機能を作成していたかも実装できていないものと思われます。 期間を管理（連携）できないのであれば、連携前の減免期間以外は延滞金を設定しようち、そうできるる例えば、本税１０万円、計算延滞金２万円の期日全が令を全期間延滞金を25%（1/4）減免して納付する場合、減免率25%、免除期間Aは１年分納税に減免期間が連携されますが、収納側では減免期間がないことから減免なしと同様に計算して確定延滞金２万円のデータが登録され、これが滞納側に連携され、収納システムで滞納システムでも延滞金１万円が滞納のままとなります。現に確定延滞金になっている場合も収納システムに滞納が残ることは現にです。 なお、確定事業に記載されている「免除期間に設定値を入力することで機能要件を満たしている」とした場合、収納システムへの連携により収納システム側での延滞金の計算が出納日になるリスクがあり大変問題があります。 本仕様を進めるのに問題のない形にしたいだけであり、本機能を実装すべきという訴えはありませんが訴訟のないようず申し訳あります。 （B市）：延滞金の減免に関しては右のそれぞれの団体により要綱が異なるとされれるので、各団体の要綱に即したものとなるよう選択できるようにすれば良いと考えます。 （A市）：「全額免除」、「１／２免除」以外のケースで管理したことはないが、自治体によっては確定延滞金にのみ減免を行うケースがある（免除期間を管理しない）場合があるとのことについて、承知しました。 （地方税共同機構）： （デジタル庁）： （総務省統括アドバイザー）：	本入力の減免をしている地方団体が少なく、実施していない団体も免除期間を管理していないことから、免除区分及び免除期間の管理を定義した機能要件は撤回する方針としてよいと考える。 なお、詳細な記載ぶりを定めるにあたって、以下の二点を検討の参考にしたい。 ①H市：免除期間のデータがNULLもしくはでたらめな値として滞納管理システムから、収納管理システムに連携され、収納管理システム側の延滞金の計算がは機能しなる懸念がある。 ・改定案を「免除期間の管理は必須ではない」としたことから、NULLが許容されることを懸念しての意見だと推察される。これもふまえて、文言を「固定値として管理することは推し支えない」に修正する。これにより、NULLは許容すれど、固定値の許容することになるので、免除期間のデータがNULLとなる懸念は解消されると考えれる。 また、「免除区分：手入力であり、確定延滞金を用いて免除金額を計算する場合」という条件下のみ設定値の運用を認める記載としている。つまり、確定延滞金を用いて免除金額を計算する場合は計算過程において免除期間の概念は不要である。以上のことから、当該条件下において、でたらめな値が収納管理に連携されたとしても、計算結果に影響はないと想定される。（なお、免除率を年率として使用する場合まで免除期間を固定値として管理してよいと思めるものではない。）（事務局解釈） ②事業者：確定延滞金を減免する場合に限定して免除期間の管理を任意としてほしい。 ・期間を設まえて、機能解釈は確定延滞金を用いる場合に限定する。（事務局解釈） ①②を合わせて、備考欄を以下に修正することとする。 「免除区分：手入力であり、確定延滞金を用いて免除金額を計算する場合、免除期間を固定値として管理しても差し支えない。」
4			地方団体・事業者からのご意見	滞納の機能要件の15025に「指定された送付先以外の情報が（納税（代納）管理人が納付義務者など異なる場合等）宛名に併記されること。」とあります。併に送付先名欄に指定された送付先以外の情報が表示されるとなると、1了文字×2行の項目に送付先の宛名此名（納税管理人など）と納税義務者の名名を表示することから、文字詰めが発生する可能性が他の業務（賦課や収納）と比べて多くなりますが、併記しないことを選択する機能の実装も許容されるのでしょうか。	●		●				0150298	送付先等管理	機能要件 指定された送付先以外の情報が（納税管理人や納税義務者など異なる場合等）宛名に併記されること。	機能要件 指定された送付先以外の情報が（納税管理人や納税義務者など異なる場合等）宛名に併記することを選択できること。	要検討	・簡易に文字詰め対応を可能とするため ・送付先以外の情報を宛名に併記する機能を必要としない団体にも対応するため なお、適合基準日は令和9年4月1日に延伸されることを想定している。	-T列に対して、当該修正事項に対する意見を「賛成/反対/その他」で記載してください。 -U列に対して、下列の理由・詳細などについて記載してください。	U列「要件（変更後）」に記載のとおり	（広市）：賛成 （K市）：賛成 （C市）：賛成 （I市）：賛成 （B市）：賛成 （J市）：賛成 （F市）：賛成 （H市）：賛成 （D市）：賛成 （A市）：賛成 （地方税共同機構）：当機構側に影響落無し （デジタル庁）：当庁への保険関係に起因している検討事項であると認識しております。 市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 （総務省統括アドバイザー）：賛成	（広市）：反対する理由がないため （K市）： （C市）： （I市）：意見なし。 （B市）：現在にかんしては整合されているような表示上のトラブルが発生する可能性は常にあるため、併記の有無を任意に設定できるのであれば併記したことはないと考える （F市）：各自治体で併記する。しないを基本値として設定できるのであれば賛成。 また現行システムにおいて本市では設定された送付先以外の情報は併記されていない。 （H市）： （D市）：納税管理人等、納税義務者と送付文書の宛名が異なる場合の表記に関しては それぞれの団体により取り扱いが異なると思われるので、現状の取り扱いに即したものとなるよう選択できるようにすれば良いと考えます。 （A市）：修正事由について承知しました。 （地方税共同機構）： （デジタル庁）： （総務省統括アドバイザー）：	ー部事業者より、事務局案に対する以下の反対意見①②をいただいており、再検討が必要であるため、次回改版時に改めてWTで検討する。 ①滞納業務においては差押通知書や催告書などのセンシティブな情報を送るため、誤って義務者以外の人が開封するリスクを考慮するなら常に併記されるべきである。 ②中の記載欄度では、以下のコンパーンが考えられるための参考に「事務票毎や印刷時のたびに選択できる機能までは必須としない」等記載していただきたい。 1：ユーザー全体の設定にてどちらか選択できること 2：帳票毎に選択できること 3：印刷時のたびにどちらか選択できること